

【健全化判断比率及び資金不足比率の算定内訳】

(単位：千円)

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(対象：一般会計・市有林事業特別会計・奨学資金貸与事業特別会計・夜間急患センター事業特別会計)

$$\begin{aligned}\text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計} + \text{一般会計に属する特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (うち、臨時財政対策債発行可能額)}} \\ &= \frac{\Delta 1,690,717}{36,491,629 (1,999,168)} \\ &= \Delta 4.63\% \quad (\text{黒字決算のため、マイナス}[\Delta]\text{にて表示})\end{aligned}$$

○実質赤字額

歳入総額を上回って支出した額（黒字の場合はマイナス（△）表示としている）

○標準財政規模

市税や各種交付金、普通交付税など経常的に見込まれる一般財源の総額。各自治体の財政規模を表す指標として算定される。

○臨時財政対策債発行可能額

一般財源の不足に対処するため、国が自治体ごとに認めた臨時財政対策債の発行可能額

(2) 連結実質赤字比率

(対象：一般会計、特別会計11会計、事業会計2会計 全14会計)

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{一般、特別会計の実質赤字額} + \text{事業会計の赤字額} \times 1}{\text{標準財政規模 (うち、臨時財政対策債発行可能額)}} \\ &= \frac{\Delta 12,501,720}{36,491,629 (1,999,168)} \\ &= \Delta 34.25\% \quad (\text{黒字決算のため、マイナス}[\Delta]\text{にて表示}) \end{aligned}$$

※1 会計別収支

分 類	会計区分	歳 入	歳 出	繰越額	収支 (△は赤字)	備 考
一般会計等 (普通会計)	① 一 般 会 計	65,699,965	63,747,955	296,331	1,655,679	繰越額は翌年度に繰り越すべき財源の額
	② 市 有 林	49,647	29,584		20,063	
	③ 奨 学 資 金	38,497	35,712		2,785	
	④ 夜 間 急 患	135,958	123,768		12,190	
公営企業会計を除く 特別会計	⑤ 国 民 健 康 保 険	16,391,907	15,137,371		1,254,536	
	⑥ 後 期 高 齢 者 医 療	1,268,297	1,234,254		34,043	
	⑦ 介 護 保 険	12,605,060	12,433,829		171,231	
公営企業会計を含む 特別会計	⑧ 下 水 道	6,090,175	5,315,171	625,062	149,942	歳入においては未収入特定財源 (624,157) を含めた額
	⑨ 農 業 集 落 排 水	1,020,309	964,135	20,140	36,034	歳入においては未収入特定財源 (19,125) を含めた額
	⑩ 浄 化 槽	515,411	467,338		48,073	
	⑪ 宅 地 造 成	146,870	920		145,950	歳入は土地収入見込額 (41,890) を含めた額
	⑫ 工 業 団 地 造 成	296,158	129,703	165,265	0	宅地造成事業における資金不足額の算出については、歳入額から歳出額のほか地方債残高 (236,000) についても控除し、負の数になる場合は0として計上することとなる。
分 類	区 分	流動資産	流動負債	算入 地方債(※)	資金不足 又は剰余額	
公営企業会計 (事業会計)	⑬ 水 道 事 業	4,944,712	417,300		4,527,412	流動負債は控除企業債等 (554,748) を差し引いた額
	⑭ 病 院 事 業	6,615,158	2,171,376		4,443,782	流動負債は控除企業債等 (1,424,247) を差し引いた額
計					12,501,720	

(※算入地方債は建設・準建設改良費以外の経費の財源のための地方債の平成29年度決算における現在高から流動負債とされるものを控除した現在高)

(3) 実質公債費比率

(対象：一般会計，特別会計11会計，事業会計2会計 全14会計 + 一部事務組合)

		〔地方債の元利償還金+準元利償還金〕－〔特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額〕	
実質公債費比率	=		の3か年平均
		〔標準財政規模（うち，臨時財政対策債発行可能額）〕－〔元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額〕	
(27年度単年度数値)			
	=	6,654,403 + 3,175,221 - 6,981,513	= 2,848,111
		36,965,182 (2,209,399) - 6,193,671	30,771,511
			= 9.25567%
(28年度単年度数値)			
		6,482,469 + 3,405,547 - 7,208,347	2,679,669
	=		=
		36,943,720 (1,924,819) - 6,372,312	30,571,408
			= 8.76528%
(29年度単年度数値)			
		6,580,143 + 3,180,207 - 7,288,674	2,471,676
	=		=
		36,491,629 (1,999,168) - 6,439,995	30,051,634
			= 8.22476%

27年度から29年度の3か年平均 = 8.7%

○元利償還金

一般会計等で過去に借入れた地方債の当該年度における元金・利子の返済額

○準元利償還金

当該年度において一般会計等が公営企業や一部事務組合に対して繰出し，あるいは負担，補助した額のうち，地方債の元利償還金に充てられた額，公債費に準ずる債務負担に係るもの及び一時借入金の利子等の地方債の元利償還金に準じたもの

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金や準元利償還金

(4) 将来負担比率

(対象：一般会計、特別会計11会計、事業会計2会計 全14会計 + 一部事務組合 + 土地開発公社)

$$\begin{aligned}
 & \text{将来負担額} = (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額[うち都市計画税]}) \\
 & \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{標準財政規模(うち、臨時財政対策債発行可能額)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{116,073,524 - (18,017,589 + 11,114,200[9,228,106] + 76,061,656)} \\
 &= \frac{36,491,629(1,999,168) - 6,439,995}{10,880,079} \\
 &= \frac{30,051,634}{36.2\%}
 \end{aligned}$$

○将来負担額の内訳

一般会計等の当該年度末における地方債現在高	69,163,508
債務負担行為に基づく支出予定額	219,381
一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担額	39,169,377
一部事務組合等の地方債の元金償還金に充てる一般会計等の負担見込額	1,272,127
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額	6,236,635
土地開発公社等の設立法人の負債に対する一般会計等の負担見込額	12,496
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
計	116,073,524

○充当可能基金額

財政調整基金や減債基金、まちづくり基金など将来の財政負担を補てんすることが可能な基金の額

○特定財源見込額

元金償還金や準元金償還金に充てることが可能な住宅使用料や都市計画税などの特定財源の収入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

元金償還金・準元金償還金のうち、将来において普通交付税の基準財政需要額に算入される見込額

2 資金不足比率

(会計の範囲：各公営企業に係る特別会計5会計，事業会計2会計 全7会計)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{公営企業に係る特別会計，事業会計ごとの資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

会計区分	資金不足額 (黒字決算のため、マイナス (△)表示)	事業の規模 (料金収入などの収益等)	資金不足比率 (資金不足比率がない場合は 「－」にて表示)
水道事業	△ 4,527,412	3,459,271	－
病院事業	△ 4,443,782	20,589,914	－
下水道事業	△ 149,942	1,380,706	－
農業集落排水事業	△ 36,034	169,960	－
浄化槽事業	△ 48,073	135,457	－
宅地造成事業	△ 145,950	145,950	－
工業団地造成事業	0	236,000	－

○資金不足額

流動負債や歳出相当額から流動資産や歳入相当額，売払見込額等を差し引いた金額

○事業の規模

営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた金額

宅地造成事業については，事業経営のための財源規模を示す資本及び負債の合計額